





**障害者控除・障害者特別控除とは**

ご自身や同居しているご家族が親族の中で、障害者手帳をお持ちの方がいる場合、控除が受けられます。なお、障害者控除は扶養控除の適用にならぬ16歳未満の扶養家族も対象となります。

- ・医師、歯科医師による診療や治療費
- ・治療のための指圧師、鍼灸師などによる施術費
- ・助産師による娩介助費
- ・医師等による特定保健指導費
- ・（通院費、入院中の食事代・部屋代、医療器具購入・賃借費、医師によるおむつ使用証明のあるおむつ代等）
- ・介護保険制度で提供される一定の施設・居宅サービス費等

**医療費控除の対象とは**

まずは、医療費の領収書がお手元にあるかをご確認ください。対象になる医療費は以下のようなものがあります。

**II 「収入申告(住民税申告)」とは**

確定申告と同様に収入申告(住民税申告)があり、住民税市町村税は、身近に受ける行政や公共のサービスの費用を支給が支払う制度です。給付等から天引きされている方もいます。雇用されている方もいます。その年の収入を申告する必要がある。市区町村にお住まいの市

以上を「用意の上、お出かけください。」

◎申告書にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

- ・確定申告書(会場等で配布しています)
- ・認印(シャチハタ不可)
- ・源泉徴収票
- ・令和2年の収入がわかるもの
- ・障害者手帳
- ・還付金払込先が分かるもの
- ・マイナンバーカード(個人情報カード)
- ※お持ちでない方は、マイナンバーの分かる書類と身分証明書

**確定申告に行かれる際は**

◎お手続きを忘れず、住民税のみならず国民健康保険料等も最高額が課税され様々な上限額も引き上げられますので、ご注意ください。

参考  
国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>

（文責）岡・高野

- ・国民健康保険料
- ・自立支援医療(通院費)の限度額
- ・障害者総合支援法のサービス上限額
- ・限度額適用認定(入院費)の上限額
- ・入院中の食事代の減額等

**住民税申告を行うと**

以下の様な様々な制度の金額(上限額等)が決定します。

あります。毎年2月中旬に申告書が発送されますので、お手元に届きましたら必ずお手続きください。

**医療法人社団 鶴永会**

鶴が丘ガーデンホスピタル  
TEL: 044-988-3121  
東京都町田市三輪緑山 2-2133-1  
長津田いこいの森診療所  
TEL: 045-507-7656  
神奈川県横浜市緑区長津田 4-11-14

**お断り**

今月号の掲載内容は作成段階での情報です。緊急事態宣言等により今後、申告期間や方法が変更となる場合がありますので、最新の情報をご確認ください。

**今月の**

いろいろカルタ

① メンツ捨てれば 気楽にできる

② 行きついたら 見方を変える